

(児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として子ども家庭庁長官が定める費用の額の一部改正)
 第七条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として子ども家庭庁長官が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百六十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万五千五百円とする。	改 正 前	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万四千円とする。
-------------	--	-------------	--

(児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正)
 第八条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。)第二十七条の六第一項に基づき子ども家庭庁長官が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。 「一・二 略」	改 正 前	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。)第二十七条の六第一項に基づき子ども家庭庁長官が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。 「一・二 同上」
-------------	--	-------------	---

入所給付決定保護者の区分	額	入所給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一 の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。	一 別表第一の一 の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二 の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。	二 別表第一の二 の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

附則
 令和九年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号口又は第四号」とする。
 令和六年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号口又は第四号」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十二	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四
四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十二	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四

四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十二	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四
四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十二	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四

六級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千六十六
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合
五級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千六十二
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合
六級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千七十六
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合
五級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千六十二
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合

六級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千六十六
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合
五級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千六十二
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合
六級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千七十六
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合
五級地	児童発達支援	障害児相談支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	千分の千六十二
				児童発達支援 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合

七級地	障害児相談支援	[略]	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合		千分の千四十六			
				児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。）において行う場合	千分の千三十六			
							指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千十九
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千二十三							
その他	[略]	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合		千分の千十九			
				児童発達支援	指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	千分の千十八			
							指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千二十三
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千二十三							

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七條第二項及び第四十三條又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五條第一項、第六條第一項及び第三十七條第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二條第一号及び第二号並びに第三十四條第八号に定めるところによる。

七級地	障害児相談支援	[同上]	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合		千分の千三十六			
				児童発達支援	指定児童発達支援 事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。）において行う場合	千分の千十九			
							指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千十八
医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。） 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千二十三							
その他	[同上]	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合		千分の千十九			
				児童発達支援	指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	千分の千十八			
							指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千二十三
医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。） 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以 外の障害児を 通わせる場合	千分の千二十三							

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七條第二項及び第四十三條又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五條第一項、第六條第一項及び第三十七條第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二條第一号及び第二号並びに第三十四條第八号に定めるところによる。

一の二 指定通所基準第二号イに規定することも家庭庁長官が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が所在する地域区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	割合
一級地	千分の千二百二十四
二級地	千分の千九十九
三級地	千分の千九十三
四級地	千分の千七十四
五級地	千分の千六十二
六級地	千分の千三十七
七級地	千分の千十九
その他	千分の千

一の三 指定通所基準第二号ロに規定することも家庭庁長官が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が所在する地域区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	割合
一級地	千分の千百五十二
二級地	千分の千百二十二
三級地	千分の千百十四
四級地	千分の千九十一
五級地	千分の千七十六
六級地	千分の千四十六
七級地	千分の千二十三
その他	千分の千

二 前三号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

一級地	東京都	特別区
地域区分	都道府県	地域

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

一級地	東京都	特別区
地域区分	都道府県	地域

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕	〔略〕	福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市	〔略〕	広島県 呉市、三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町	〔略〕	奈良県 大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	兵庫県 姫路市、加古川市、三木市、高砂市	滋賀県 長浜市、近江八幡市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、竜王町	三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	愛知県 豊橋市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	〔略〕	山梨県 甲府市、南部町	〔略〕	神奈川県 南足柄市、山北町、箱根町	千葉県 東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町	〔略〕	群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町
〔同上〕	〔同上〕	福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、那珂川市	〔同上〕	広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町	〔同上〕	奈良県 天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	兵庫県 姫路市、加古川市、三木市	滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、城陽市、大山崎町、久御山町	三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、小山町、川根本町、森町	〔同上〕	山梨県 甲府市	〔同上〕	神奈川県 山北町、箱根町	千葉県 木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町	〔同上〕	群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町	栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町

「八〇八 略」
 ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の第二項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているもの）をいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

「イホ 略」
 「三・四 略」
 備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として子ども家庭庁長官が定める額の一部改正）
 第十一条 児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として子ども家庭庁長官が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>令和九年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>令和六年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>

「八〇八 同上」
 ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の第二項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているもの）をいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

「イホ 同上」
 「三・四 同上」

第十二条 (障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として) 次も家庭庁長官が定めるものの一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として) 次も家庭庁長官が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)</p> <p>第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間から八の期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。</p> <p>イ 次の(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)第五十八条第十八項に規定する一般相談支援事業、同項に規定する特定相談支援事業、児童福祉法第六十二条の二第六項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六十二条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業(以下「居宅介護支援事業」という。)、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業(以下「介護予防支援事業」という。)その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、児童福祉法第四十四条の二第二項に規定する児童家庭支援センター(以下「児童家庭支援センター」という。)、同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター(以下「里親支援センター」という。)、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として) 次も家庭庁長官が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)</p> <p>第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間から八の期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつハの期間が通過して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。</p> <p>イ 次の(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六十二条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、児童福祉法第四十四条の二第二項に規定する児童家庭支援センター(以下「児童家庭支援センター」という。)、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成二十九年法律第二十三号）第八十二条第二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

〔4〕〔6〕 略

□ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）、が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第二項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又は居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従業者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第八十二条第二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

〔4〕〔6〕 同上

□ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）、が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第二項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる事業に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業

設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

【二・ホ 略】

へ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）、児童発達支援管理責任者、管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事しているロに定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していたロに定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事しているロに定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、ロに定める児童発達支援管理

の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

【二・ホ 同上】

へ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）、児童発達支援管理責任者、管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事しているロに定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していたロに定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事しているロに定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、ロに定める児童発達支援管理

責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

「イ 略」

ロ 次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であつて、児童発達支援管理責任者実践研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

〔1〕略

(2) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第五項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第六十二条、第六十二条の五、第六十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第五項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）、第二十七条第二項から第四項まで（指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の九条において準用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）、第二十一条第二項から第四項まで（指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する業務に従事したものであること。

〔3〕略

〔三・四 略〕

五 第二号柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた実践研修修了者又は第三号に定める期日までに更新研修修了者とならなかつた旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、基礎研修修了者とみなし、第二号の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となつたものとする。

六 児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項及び第六十三条第一項、指定通所支援基準第

責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

「イ 同上」

ロ 次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であつて、児童発達支援管理責任者実践研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

〔1〕同上

(2) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第六十二条、第六十二条の四、第六十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）、第二十七条第二項から第四項まで（指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の九条において準用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）、第二十一条第二項から第四項まで（指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する業務に従事したものであること。

〔3〕同上

〔三・四 同上〕

五 第二号柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた実践研修修了者又は第三号に定める期日までに更新研修修了者とならなかつた旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、第二号の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となつたものとする。

六 児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項、第四項及び第七項並び

五条第一項第二号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

〔七〇九 略〕
〔表 略〕

〔削る。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第十三条 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

区分	科 目		時間数
	講義	演習	
	障害福祉の動向に関する講義		一
	サービス提供の自己検証に関する演習		五
	サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習		七
合 計			十三

（注）平成三十六年三月三十一日までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

に第六十九条、指定通所支援基準第五条第一項第二号及び第四項第五号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
〔七〇九 同上〕
別表第四

改 正 後

一 適正な手続の確保

指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。法第二十四条の三第六項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

改 正 前

一 適正な手続の確保

指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）及び指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。法第二十四条の三第六項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

〔口・ハ 略〕

〔口・ハ 同上〕

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料
 イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

基本とすること。ただし、指定児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号、第三号口、第四号口、第五号又は第六号に掲げるもの（同号にあっては、同号の規定による市町村民税世帯非課税者若しくは通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は当該通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（児童福祉法施行令第二十四条第二号、第三号口、第四号口及び第五号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が二十八万円未満であるものに限る。）については、食材料費に相当する額とすること。

〔口略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める地域の「一部改正」）
 第十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める地域の（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注8に規定することも家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 「一」略	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定することも家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 「一」同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（子ども家庭庁長官が定める施設基準の一部改正）

第十五条 子ども家庭庁長官が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の子ども家庭庁長官が定める施設基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の子ども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイ(1)の四、(2)の四及び(3)の四を除く。を算定すべき指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。))第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕略

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のイの(一)、(2)の(一)及び(3)の(一)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)、(2)の(二)及び(3)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)、(2)の(三)及び(3)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)の四、(2)の四及び(3)の四を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)の(一)のa、b及びc、(2)の(一)のa、b及びc並びに(3)の(一)のa、b及びcを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であつて、かつ、(4)に該当すること。

〔1〕(3)略

(4) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)の(一)のa、(2)の(一)のa及び(3)の(一)のaを算定する障害児の数、同ロの(1)の(二)のb、(2)の(二)のb及び(3)の(二)のbを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(1)の(三)のc、(2)の(三)のc及び(3)の(三)のcを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。))第五条第五項及び第六条第七項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕同上

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)を算定する障害児の数、同ロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ニ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

ハの(1)の基準を満たしていること。

ホ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であつて、かつ、(4)に該当すること。

〔1〕(3)同上

(4) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(一)を算定する障害児の数、同二の(1)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同二の(1)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のd、(2)の(1)のd及び(3)の(1)のdを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
ハ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のa、b及びc、(2)の(1)のa、b及びc並びに(3)の(1)のa、b及びcを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕略

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のa、(2)の(1)のa及び(3)の(1)のaを算定する障害児の数、同ロの(1)のb、(2)の(1)のb及び(3)の(1)のbを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(1)のc、(2)の(1)のc及び(3)の(1)のcを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のd、(2)の(1)のd及び(3)の(1)のdを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のホの(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ)の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のホの(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という)の項目の欄に規定するい

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
ハ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(1)及び(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕同上

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1の二の(2)の(1)を算定する障害児の数、同二の(2)の(1)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同二の(2)の(2)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の二の(2)の(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

ホ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のト(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ)の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のト(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という)の項目の欄に

ずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

〔2〕略

口 通所給付費等単位数表第1の1の注10の口を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

〔2〕略

四 通所給付費等単位数表第1の8の4の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加えて、言語聴覚士を配置していること。

ロ 聴力検査室を有すること。

四の二 通所給付費等単位数表第1の9の2の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハのいずれにも該当すること。

- イ 入浴支援加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。
- ロ 障害児の障害の特性、身体の状態等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。

規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

〔2〕同上

口 通所給付費等単位数表第1の1の注10の口を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

〔2〕同上

四 通所給付費等単位数表第1の8の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「理学療法士等」という。）を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1の二の(1)、(2)若しくは(3)又は1の二の(2)の(1)、(2)若しくは(3)を算定する指定児童発達支援事業所にあつては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

〔号を加える。〕

ハ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

四の三 通所給付費等単位数表第1の11の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあつては、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）を含む。）を一以上配置していること。

四の四 通所給付費等単位数表第1の11の注1の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

前号のロに該当すること。

四の五 通所給付費等単位数表第1の11の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三のイ又はロのいずれかに該当すること。

四の六 通所給付費等単位数表第1の11の注3のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三のロに該当すること。

四の七 通所給付費等単位数表第1の12の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 児童発達支援計画（指定通所基準第二十七第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が五時間である障害児を受け入れることとしていること。

ロ 指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が六時間以上であること。

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すことに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

五 通所給付費等単位数表第1の12の注3のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「イ・ロ 略」

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すことに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

六及び七 削除

四の二 通所給付費等単位数表第1の11の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1から注1の3まで及び注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(二)及び(三)、(2)の(一)、(二)及び(三)並びに(3)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六条第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。
- (2) 指定通所基準第六十六条第四項の基準を満たしていること。
- (3) 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の見数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(2)の(一)及び(3)の(一)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)、(2)の(二)及び(3)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)、(2)の(三)及び(3)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(四)、(2)の(四)及び(3)の(四)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(2)の基準を満たしていること。

「削る。」

「削る。」

「削る。」

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

六の二 通所給付費等単位数表第2の7の2の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を一以上配置していること。

七 通所給付費等単位数表第2の9の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を一以上配置していること。

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(二)及び(三)並びにロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六条第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。
- (2) 指定通所基準第六十六条第四項の基準を満たしていること。
- (3) 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の見数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)又はロの(1)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)又はロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)又はロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(四)及びロの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

① 指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。

② 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

③ 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の見数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(一)を算定する障害児の数、同イの(2)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(2)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

〔削る。〕

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の4及び注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の5及び注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の(2)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2) 略

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) 略

十 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。又は共生型放課後等デイサービス事業(指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービス事業をいう)を行う事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

二 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(四)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

ハの(1)及び(2)の基準を満たしていること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の2及び注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の3及び注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2) 同上

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) 同上

十 通所給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

〔削る。〕

〔削る。〕

十の二 通所給付費等単位数表第3の7の2の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十の三 通所給付費等単位数表第3の9の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三の規定を準用する。

十の四 通所給付費等単位数表第3の9の注1の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の四の規定を準用する。

十の五 通所給付費等単位数表第3の9の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十の六 通所給付費等単位数表第3の9の注3のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十の七 通所給付費等単位数表第3の10の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七條第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）に位置付けられた内容の放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスをを行う場合は三時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は五時間である障害児を受け入れることとしていること。

ロ 休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合、指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第三十七條に規定する運営規程に定められている当該日の営業時間が六時間以上であること。

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

十一 通所給付費等単位数表第3の10の注3のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

イ 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十の二 通所給付費等単位数表第3の9の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十一 通所給付費等単位数表第3の10の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

十二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的障害児通所給付費等単位数表」という。）第1の1の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第二条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、ロの(1)及びハの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)、ロの(2)及びハの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数並びに同イの(3)、ロの(3)及びハの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの(4)、ロの(4)及びハの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
イの(1)の基準を満たしていること。

十二の二 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の10の注のことも家庭庁長官が定める施設基準
次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士を配置していること。
ロ 聴力検査室を有すること。

十二の三 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の二の規定を準用する。

十二の四 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の14の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の五の規定を準用する。

十二の五 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の14の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の六の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(二)の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービスマネジメント管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(2) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

十二の二 通所給付費等単位数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準
前号の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の六 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の15の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の七の規定を準用する。

十二の七 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号口に規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

十二の八 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の

単位の施設基準

第三号のイの規定を準用する。

ロ 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

第三号のロの規定を準用する。

十二の九 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の12の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の十 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の十一 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十二の十二 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の15の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十三 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の11の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の十四 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の12の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の十五 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の12の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の十六 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十七 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費等単位数表（以下「入所給付費等単位数表」という。第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注4のこども家庭庁長官が定める施設基準

専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に三年以上従事していた者に限る。）を一以上配置していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする）とすること。

〔2〕(8) 略

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のロの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(イ)から(オ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(オ)まで、(イ)及び(ロ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 略

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする）とすること。

〔2〕(8) 同上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のロの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(イ)から(オ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(オ)まで、(イ)及び(ロ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 同上

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 略

〔二〕 略

〔十三の二 略〕

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が八人以下の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二以上。

(2) 加算対象児の数が九人以上の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

〔八 略〕

二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する指定福祉型障害児入所施設にあつては、従業者のうち中核的支援人材養成研修（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。）をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、ハに定める支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。

ホ 心理担当職員を一以上配置すること。

ヘ 加算対象児の居室は、原則として個室とし、日常生活の支援において、自傷行為（自身を傷つける行為をいう。）、他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）、及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けてい

る。

〔削る〕

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 同上

〔二〕 同上

〔十三の二 同上〕

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二以上。

(2) 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

〔八 同上〕

〔加える。〕

二 心理指導担当職員を一以上配置すること。

ホ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。

ヘ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

〔十五の二・十六 略〕

十六の二 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 心理担当職員(障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。)を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

〔十七 略〕

十七の二 入所給付費単位数表第1の9の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア(以下「サテライト型小規模グループケア」という。)の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を三以上配置し、そのうち一以上は専任であること。

〔ロ・ホ 略〕

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設(指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準(入所給付費単位数表第2の5の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準)のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児(以下「重度障害児」という。)が入所する建物(以下この号において「重度障害児病棟」という。)であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

〔十五の二・十六 同上〕

〔号を加える。〕

〔十七 同上〕

十七の二 入所給付費単位数表第1の9の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア(以下「サテライト型小規模グループケア」という。)の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を二以上配置すること。

〔ロ・ホ 同上〕

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設(指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準(入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準)のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児(以下「重度障害児」という。)が入所する建物(以下この号において「重度障害児病棟」という。)であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務

する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

〔2〕(8) 略

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(イ)から(ナ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第2の5の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(ナ)まで、(ハ)及び(ニ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 略

(ロ) 浴室、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 略

〔2〕 略

〔十八の二・十八の三 略〕

十八の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

〔十九・十九の二 略〕

十九の三 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第十六号の二の規定を準用する。

〔二十 略〕

に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

〔2〕(8) 同上

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(イ)から(ナ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(ナ)まで、(ハ)及び(ニ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 同上

(ロ) 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 同上

〔2〕 同上

〔十八の二・十八の三 同上〕

十八の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

〔十九・十九の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二十 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十六条 (こども家庭庁長官が定める児童等の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の注7のこども家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 中核機能強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)が行われていること。</p> <p>(一) 児童発達支援センター(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の所在する市町村(以下この号において単に「市町村」という。)により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。</p> <p>(二) 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十八年法律第百二十三号)第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。次号において同じ。)に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。</p> <p>(三) 高度の専門的な知識及び経験に基づき、障害児の幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。</p> <p>(四) 地域の障害児通所支援事業所(法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。)と定期的に情報共有の機会を設けること、障害児の状況及びその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援等に関する研修会を開催することその他の取組により、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携体制を確保していること。</p> <p>(五) 保育所等訪問支援(法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)に係る指定保育所等訪問支援事業者(指定通所基準第七十三条に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。)の指定を併せて受けた上で保育所等訪問支援を行うこと、地域の保育所、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)その他の障害児が日常的に通う施設(以下この号において「保育所等」という。)に対して障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する助言援助等の支援を行うことを通じて地域の保育所等への移行を推進することその他の取組により、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進体制を確保していること。</p> <p>(六) 障害児相談支援事業者の指定(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定をいう。)を併せて受けた上で障害児相談支援(法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行うこと、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供することその他の取組により、発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。</p>	<p>「号を加える。」</p>

- (七) 地域の障害児に対する支援体制の状況及び(二)から(六)までに規定する体制の確保に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。
- (八) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者及び通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）以外の者による評価を受けていること。
- (九) 当該指定児童発達支援事業所の従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、一年に一回以上研修（外部における研修を含む。）を実施していること。
- (2) 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で一以上配置していること。
- (3) 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として高度の専門的な知識及び経験に基づき障害児及びその家族等に対する専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で一以上配置していること。
- (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員並びに三年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する保育士及び児童指導員を配置し、これらの者が連携して指定障害児通所支援が行われていること。
- ロ 中核機能強化加算(Ⅱ)
- イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)及び(3)に適合すること。
- ハ 中核機能強化加算(Ⅲ)
- イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)又は(3)に適合すること。
- 一の二 通所給付費等単位数表第一の1の注7の2のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。
- (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）の所在する市町村（以下この号において単に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。

〔号を加える。〕

- (2) 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。
- (3) 高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。
- (4) 地域の障害児に対する支援体制の状況並びに(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。
- (5) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。

ロ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主としてイの(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。

一の三 通所給付費等単位数表第1の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

次のいずれかに該当する者
イ 心理担当職員

「ロ 略」

ハ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たるとしてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎研修修了者」という。）

一の四 通所給付費等単位数表第1の1の注9のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
前号のイ又はロのいずれかに該当する者

一の五 通所給付費等単位数表第1の3の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 食事提供加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

「ロ 同上」

「加える。」

一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たるとしてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
「号を加える。」

(2) 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

(3) 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。

(4) 食事提供を行った場合には障害児ごとの摂食量に関する記録をしていること。

(5) 食事提供を行った障害児ごとの身長、体重その他の身体の成長に関する事項を記録すること。

(6) 当該事業所における食事提供を活用した食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。

(7) 通所給付決定保護者の求めに応じて、食事又は栄養に関する相談援助を行うこと。

ロ 食事提供加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

(2) 障害児の家族等に対して、年に一回以上食事又は栄養に関する研修を計画的に実施していること。

(3) イの(2)から(7)までの基準のいずれにも適合していること。

一の六 通所給付費等単位数表第1の8の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専門的支援実施加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（指定通所基準第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五及び指定通所基準第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、理学療法士等（通所給付費等単位数表第1の1の注9に規定する理学療法士等をいう。）が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であつて心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下この号において「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。

ロ 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。

ハ 専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

一の七 略

一の八 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一の三 通所給付費等単位数表第1の8の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

一の四 同上

一の五 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を一以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。

ロ イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行うこと。

一の九 通所給付費等単位数表第一の八の三の注一のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

一の十 通所給付費等単位数表第一の八の四の注一のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装着している障害児(以下この号及び次号において「人工内耳装用児」という。)の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関(次号において単に「関係機関」という。)に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

ニ 関係機関に対して、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。

一の十一 通所給付費等単位数表第一の八の四の注二のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

一の十二 通所給付費等単位数表第一の九の二の注のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、児童発達支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。

ロ 加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。

「加える。」

「加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

一の六 通所給付費等単位数表第一の九の注一のことも家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童
児童の年齢及び次の表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児

イ 四歳未満であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、二以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当する障害児

ロ 三歳以上であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、一以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、一以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に一回以上支援が必要の区分に該当する障害児

「表略」

一の十三 通所給付費等単位数表第1の12の3の注のこども家庭庁長官が定める基準
イ 事業所間連携加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) コア連携事業所(市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている指定児童発達支援事業所等(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ)をいう。以下同じ)であること。

(2) コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という)に指定児童発達支援等(指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援をいう)をいう。以下同じ)を行っているコア連携事業所以外の指定発達支援事業所等(以下この号において「その他事業所」という)との間で加算対象児の指定児童発達支援等の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の児童発達支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者(法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者をいう。以下この号において同じ)に対して共有すること。

(3) コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る児童発達支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。

(4) コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、(2)に規定する会議の内容及びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。

(5) (2)に規定する会議の内容及びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

ロ 事業所間連携加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。

(2) 加算対象児に係る児童発達支援計画をコア連携事業所に共有すること。

(3) (1)に規定する会議の内容及びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

二 通所給付費等単位数表第1の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」という)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方

〔号を加える。〕

二 通所給付費等単位数表第1の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」という)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五條第一項に規定する指定児童発達支援事業所等)をいう。以下同じ)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう)又は基準該当児童発達支援事業

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定児童発達支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

〔5〕(7) 略

- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

〔ロ・ハ 略〕

三 通所給付費等単位数表第1の14の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が月額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔削る。〕

所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

〔5〕(7) 同上

- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

〔ロ・ハ 同上〕

三 通所給付費等単位数表第1の14の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (ロ) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔2〕(8)略

〔口〕略

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等
ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについ
て賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当
の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ
ていくこと。

〔口〕(8)略

四及び五 削除

年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

〔二〕 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

〔三〕 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

〔四〕 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

〔2〕(8)同上

〔口〕同上

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等
ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについ
て賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当
の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じて
いくこと。

〔口〕(8)同上

四 通所給付費等単位数表第2の7の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

六 通所給付費等単位数表第3の1の注6の5のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の二の規定を準用する。

〔削る。〕

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門
職員

第一号の四の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強
度の行動障害を有する児童

第一号の七の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれ
ぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げ
る点数以上であると市町村が認めた就学児

イ 強度行動障害児支援加算(I)を算定する場合 二十点以上

ロ 強度行動障害児支援加算(II)を算定する場合 三十点以上

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加
算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意
を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

四の二 通所給付費等単位数表第2の8の注1のことも家庭庁長官が定める基準に適合する心身
の状態にある児童

第一号の六の規定を準用する。

五 通所給付費等単位数表第2の10の注のことも家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

六 通所給付費等単位数表第2の11の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の二の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後
等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放
課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指
定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算
対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画
（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適
切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生
活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行
うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加
算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意
を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強
度の行動障害を有する児童

第一号の四の規定を準用する。

〔加える。〕

〔加える。〕

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 強度行動障害児支援加算(1)

第一号の八の規定を準用する。

ロ 強度行動障害児支援加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 中核的支援人材養成研修(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)別表に定める内容以上の研修(令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。)をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。)を一以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。
- (2) (1)に規定する支援計画シート等に基づいて指定放課後等デイサービス(指定通所基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)又は共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行うこと。

八の三の二 通所給付費等単位数表第3の6の3の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

八の三の三 通所給付費等単位数表第3の6の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十一の規定を準用する。

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児
次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

〔表略〕

八の四の二 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のこども家庭庁長官が定める基準

基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行うこと。

八の四の三 通所給付費等単位数表第3の7の注1の3のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児
食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要であると市町村が認めた児童

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

第一号の五の規定を準用する。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児
次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童

イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

〔表 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八の四の四 通所給付費等単位数表第3の7の2の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第一号の十二の規定を準用する。

八の四の五 通所給付費等単位数表第3の7の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自立サポート加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は指定通所基準第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（以下この号において「自立サポート計画」という。）を作成すること。

ロ 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。

ハ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。

ニ 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ホ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。

ハ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の六 通所給付費等単位数表第3の7の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所自立支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）又は共生型放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）に通う際に、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。

ロ 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、放課後等デイサービス計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。

ハ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

ニ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の七 通所給付費等単位数表第3の10の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第一号の十三の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔九〇十の二 略〕

十の二の二 通所給付費等単位数表第4の1の2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
イ 訪問支援員特別加算(1)

障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、
障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設に従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であつて、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

訪問支援員特別加算(1)
特定従業者等であつて、イの(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して五年以上である者
十の二の三 通所給付費等単位数表第4の1の5の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の規定を準用する。

十の二の四 通所給付費等単位数表第4の1の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 実践研修修了者を一以上配置し、当該実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。
ロ 基礎研修修了者又は実践研修修了者がイに規定する支援計画シート等に基づいて指定居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

〔十の三 略〕
十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 障害福祉人材等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が月額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔九〇十の二 同上〕
〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔十の三 同上〕

十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「ロ」ト 略

「十の五 略」

十の六 通所給付費等単位数表第5の1の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
イ 訪問支援員特別加算(1)

特定従業者等であつて、(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年(3)に規定する期間にあつては五年）以上である者

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。）等の業務に従事した期間

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

「ロ」ト 同上」

「十の五 同上」

「号を加える。」

